

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金81,557円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年5月22日

(2) 事故発生場所

鳥取市美萩野二丁目228番地2

県営住宅末恒第2団地内

(3) 事故の状況

県営住宅末恒第2団地において、配水管が詰まり、他階からの排水が逆流して和解の相手方の住戸の台所流し台の排水口から溢れ出たことにより、和解の相手方所有の家財が汚損したものである。